平成２７年（フ）第１５１２号
神奈川県海老名市下今泉５丁目２番27―203号
債務者　飯島　良二
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５１３号
神奈川県海老名市下今泉５丁目２番27―203号
債務者　飯島千代美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５１６号
横浜市戸塚区吉田町1084　野本ハイツ205、住民票上の住所横浜市金沢区並木１丁目16番６―404号
債務者　土屋　　敏
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５１７号
横浜市鶴見区生麦３丁目16番31―209号
債務者　水野谷智貴
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第９２７号
名古屋市名東区本郷２丁目177番地第３幸楽ビル２Ｆ
破産者　株式会社東亜ハイウエイガード
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９号
福島県河沼郡柳津町大字黒沢字五舛蒔498番地
破産者　有限会社マルヤス
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第５７１号
栃木県鹿沼市楡木町上河原161番地６
破産者　有限会社東部ごとう販売
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７２号
栃木県鹿沼市楡木町161番地６
破産者　後藤　宣洋
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６６号
香川県綾歌郡綾川町陶7004番地２
破産者　有限会社宝梱包運輸
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目２番１号
破産者　西日本薬業有限会社
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０号
福島県白河市郭内39番地
破産者　ふく美産商有限会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第２０７２号
兵庫県相生市陸本町15番17号
破産者　日工株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７０号
（最後の住所）横浜市鶴見区佃野町36番27号
破産者　被相続人亡神崎正満相続財産
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６号
金沢市石引１丁目18番31号
破産者　株式会社土村屋酒店
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５５４号
愛知県岡崎市宮地町字柳畑15番地
破産者　新高硝子株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５２７号
札幌市白石区北郷２条13丁目２番８号　コーポ京極201号
破産者　奥寺　泰子
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
長野県飯田市羽場権現932番地２、開始決定時の住所長野県飯田市銀座５丁目３番地
破産者　新美美也子
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部